

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成31年3月5日

盛岡広域振興局長 宮野 孝志

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバースみたけ店 滝沢市穴口57番地37
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,443平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成31年2月28日
- 6 変更する理由 小売店舗の移転のため

担当

産業振興室 首藤

T e l : 019 - 629 - 6514

F a x : 019 - 629 - 6529

E-Mail : eito-s@pref.iwate.jp